

(参 考)

新潟県中越地震時における協定書

新潟県（以下「甲」という。）と新潟県○○組合（以下「乙」という。）とは、平成16年度新潟県中越地震における高齢者等の災害要援護者に対する支援事業の実施について、旅館、ホテル等を災害救助法に基づく避難場所（以下「協力宿泊施設」という。）として活用するため、次の条項により協定を締結する。

（事業の協力）

第1条 乙は、この協定に基づく利用者に対して、甲の災害要援護者に対する支援の意義を理解し、その実施に協力するものとする。

（宿泊利用の申し込み）

第2条 乙への利用の申し込みは、甲から協力宿泊施設の割振りを受けた市町村が乙の定める方法により行うものとする。

（事業の実施期間）

第3条 仮設住宅の整備が完了するまでの当面の間とする。

（借り上げ料等）

第4条 借り上げ料はつきのとおりとする。

（1） 1泊3食に必要となる食事及び室料等の1人あたりの借り上げ料は○円程度とする。

（2） 1泊に必要となる室料の1人あたりの借り上げ料は○円程度とする。

（取消料）

第5条 乙は、申し込み後に取り消しがあった場合であっても、甲に対して取り消し料は請求しないものとする。

（送迎）

第6条 原則として、乙は、避難所と協力宿泊施設との間における対象者の輸送手段を確保するものとする。

（借り上げ費用の支払い方法）

第7条 乙は、甲に対して、協力宿泊施設において発生した費用をとりまとめの上、利用者の名簿を添付し、請求するものとする。

2 甲は、乙からの支払いの請求があったときは、速やかに乙の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

平成16年10月 日

甲

乙

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（例）

○○市（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者の受入れ等)

第6条 甲は、〇〇市地域包括支援センター等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 所 在 地 〇〇市△△町□□番地
名 称 〇〇市
代表者職氏名 〇〇市長

(乙) 所 在 地
名 称
代表者職氏名

(注) この例は過去の災害において、都道府県が作成し、使用した応急修理の実施要領をもとに、例示として示したものであります。必要に応じ、修正してご利用下さい。

(別添3)

(災害名)における住宅の応急修理実施要領(例)

(平成〇年〇月〇日決定)

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、（災害名）における、法に基づく住宅の応急修理の取扱について定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市は、（市町村名）である（平成〇年〇月〇日適用）。

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

①当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと

災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

②応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

③応急仮設住宅を利用しないこと

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用するすることは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

(2) 資力等の要件

前年（1～6月の災害の場合は前前年）の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯。

ただし、大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、以下の要件を問わない。

	半壊		大規模半壊	全壊
要配慮世帯以外の世帯	世帯主が 45歳未満	世帯年収 \leq 500万円	なし	なし
	世帯主が 45歳以上	世帯年収 \leq 700万円		
	世帯主が 60歳以上	世帯年収 \leq 800万円		
要配慮世帯	世帯年収 \leq 800万円			

(注) 要配慮世帯については、別紙1および様式第1号参照。

世帯年収については、別紙2参照。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。（詳細は、別紙3「応急修理にかかる工事例」のとおり）

①地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

②内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解されるが、壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として、また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

③修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

④家電製品は対象外である。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は（基準告示で定める額）以内とする。

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、（1）の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

4 手続の流れ

都道府県又は事務委任を受ける市町村（以下、「都道府県等」という。）は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは以下のとおり。

修理件数が著しく多数となり、事務処理作業に長時間を要することによる事務の停滞が予想される場合は、都道府県等の判断により、手続きを以下のとおり簡略化できるものとする。（数字は図1、2に対応）

通常の手続き		修理件数が著しく多数となる場合	
①	<p>希望する被災者は、都道府県等の窓口に応急修理申込書を提出し、要件審査を受ける。</p> <p>※被害状況は、市町村が発行する「り災証明」によるものだけではなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。</p>	②	都道府県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の工事に必要な用紙を提供する。
③	被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。	③	被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行うとともに、 修理依頼書を渡す 。
④ ④' ④''	<p>委託業者は、修理見積書を（直接又は被災者を通じて）都道府県等の窓口に提出する。</p> <p>※修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。</p> <p>※委託業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。</p>		
⑤	都道府県等は、修理見積書の内容を確認の上、委託業者に修理依頼書を交付する。		
⑥	委託業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。		
⑦	<p>委託業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。</p> <p>※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること</p>	⑤	<p>委託業者は、工事を実施し、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。</p> <p>※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。</p>
⑧	応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。	⑥	応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。
⑨	<p>都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。</p> <p>※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。</p>	⑦	<p>都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。</p> <p>※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。</p>

図 1 通常の手続き

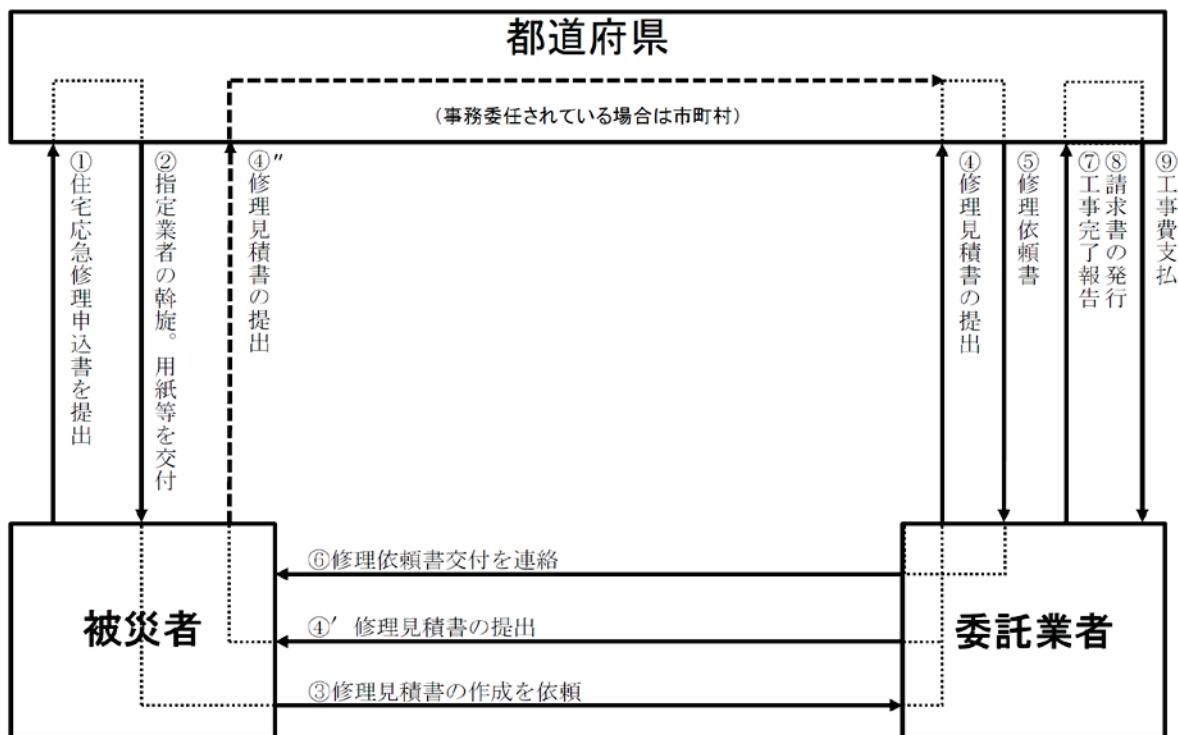
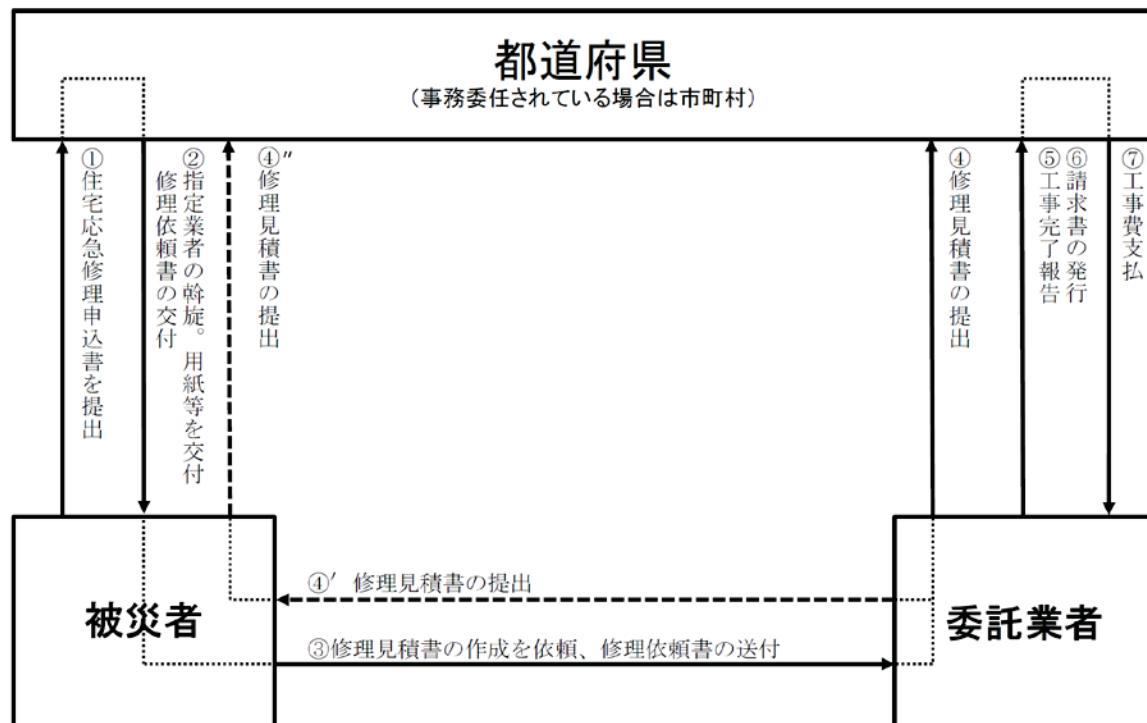


図 2 修理件数が著しく多数となる場合の手続き



別紙 1

要配慮世帯

要配慮世帯とは、以下に掲げるものとする。

①	心神喪失・重度知的障害者	心神喪失の常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者が属する世帯
②	1級の精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める障害等級が一級である者として記載されている者が属する世帯
③	1級又は2級の身体障害者	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者が属する世帯
④	1級の障害基礎年金受給者	国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条第一項、第三十条の二第三項、第三十条の三第一項又は第三十条の四第一項若しくは第三項の規定により障害基礎年金を支給されている者で同法第三十条第二項に定める障害等級が一級である者が属する世帯
⑤	1級の特別児童扶養手当受給者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第一項の規定によりその父母又は養育者が特別児童扶養手当を支給されている障害児で同法第二条第五項に定める障害等級が一級である者、同法第十七条の規定により障害児福祉手当を支給されている重度障害児、同法第二十六条の二の規定により特別障害者手当を支給されている特別障害者又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当を支給されている者が属する世帯
⑥	特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条第一項又は第二項の規定により交付

		を受けた戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める特別項症から第三項症までである者として記載されている者が属する世帯
⑦	厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二条第二項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者で同法第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者が属する世帯
⑧	特級、1級又は2級の公害健康被害者	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四条第四項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者で、同法第二十五条第一項に定める障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十条の表に定める特級、一級又は二級に該当する者が属する世帯
⑨	常に就床を必要とし、複雑な介護を要する者	常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要する者が属する世帯
⑩	①又は③に準ずる 65歳以上の者	精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者でその障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずる者が属する世帯
⑪	治療方法未確立の特殊な疾病等で国の医療費等費用負担を受けている者	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で国の施策に基づきその医療及び療養に要する費用の全部又は一部が国により負担されるものに罹患している者が属する世帯
⑫	配偶者と死別、又は婚姻を解消した者で現に婚姻していない者等で、現に子供を扶養している者	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）と死別し、又は婚姻を解消した者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者、配偶者の生死が明らかでない者その他これらに準ずる状態にある者で民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養している者が属する世帯
⑬	父母のいない児童	父母のない児童又は父母に監護されない児童が属する世帯
⑭	生活保護の要保護者	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項の要保護者である者が属する世帯

別紙 2

収入額の算定方法

収入額の算定は、世帯が居住する住宅の被災日の属する年の前年（1月～6月の災害の場合は前前年）の収入について行うものとし、当該収入額は、「地方税法による総所得金額」とする。

したがって、世帯の中で所得がある人全員について各々の収入額を算定し、その合計額を世帯全体の収入額として、これより認定を行う。

※ 「地方税法による総所得金額」とは

当該収入が生じた年の翌年の4月1日に属する年度分の地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項に掲げる税を含む）にかかる同法第313条第1項に定める「総所得金額」をいう。

例1：給与所得者・給与等収入金額－給与所得控除額

例2：事業所得者・収入－必要経費

なお、計算結果に1円未満の端数がでたときは、切り捨てるものとする。

住宅の応急修理にかかる工事例

1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。ただし、一戸当たり6畳を限度とする。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、プラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の附加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
(例) ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
○壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
○割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
×壊れていない便器の取り替え
×古くなった壁紙の貼り替え
×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として対象とする。
 - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
(例) ×壊れた石膏ボードのみの取り替え
×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
(例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品は対象外である。

様式第1号

受付日 平成 年 月 日
受付番号 第 号

住宅の応急修理申込書

○○市長 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】

【現在の住所】

【現在の連絡先（T E L）】

【生年月日】

明治・大正・昭和・平成 年 月 日 生（歳）

【氏名】

印

1 被災日時 平成○年○月○日

2 災害名

3 住宅の被害の程度 全壊、大規模半壊、半壊

(※市が発行するり災証明書又は被災者台帳等に基づき、被害の程度に
○をつけてください。)

4 被害を受けた住宅の部位

(※該当箇所に○をつけてください。)

- | | |
|------|------------------|
| イ 屋根 | リ サッシ |
| ロ 柱 | ヌ 上下水道の配管 |
| ハ 床 | ル ガスの配管 |
| ニ 外壁 | オ 給排気設備の配管 |
| ホ 基礎 | ワ 電気・電話線・テレビ線の配線 |
| ヘ 梁 | カ トイレ |
| ト ドア | ヨ 浴室 |
| チ 窓 | |

5 世帯の状況

(世帯に属する者：
人)

氏名	世帯主との続柄	要配慮者欄	前年総所得金額
	世帯主		円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
世帯の前年（1～6月の災害の場合は前前年）の収入額の合計			円

(注1) この表には、世帯主及び世帯に属する者で、所得のある者についてのみ記入してください。

(注2) 要配慮者世帯で申請する場合には、以下の要件に該当する番号を上記の「要配慮者欄」に記入してください。

- ① 心神喪失・重度知的障害者
- ② 1級の精神障害者
- ③ 1級又は2級の身体障害者
- ④ 1級の障害基礎年金受給者
- ⑤ 1級の特別児童扶養手当受給者
- ⑥ 特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者
- ⑦ 厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者
- ⑧ 特級、1級又は2級の公害健康被害者
- ⑨ 常に就床を必要とし、複雑な介護を要する者
- ⑩ ①又は③に準ずる65歳以上の者
- ⑪ 治療方法未確立の特殊な疾病等で国の医療費等費用負担を受けている者
- ⑫ 配偶者と死別、又は婚姻を解消した者で現に婚姻していない者等で、現に子供を扶養している者
- ⑬ 父母のいない児童
- ⑭ 生活保護の要保護者

(注3) 「世帯の前年（1～6月の災害の場合は前前年）の収入額の合計」欄は、記入しないでください。

【添付書類】

- 1 住民票（外国人世帯にあっては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市が発行する証明書類
- 2 世帯の前年（1～6月の災害の場合は前前年）の総所得金額が確認できる市が発行する証明書類
- 3 住宅が半壊の被害を受けたことが確認できる市が発行する災証明書
- 4 要配慮世帯で申請する場合、要配慮世帯であることが確認できる証明書類

※上記1～4の書類については、被災者台帳等で確認できる場合は提出不要。

※これらの書類は事後提出も可能です。

修 理 見 積 書【記載例】

見積金額(応急修理分) 520,000 円 (他に被災者負担分 110,000 円)

工事名称	対象 (※1)	数量	単価	金額	備考
1 仮設工事	○	一式	●●●円	31,500 円	屋根工事の仮設
2 木工事					
玄関庇修繕					玄関出入り口の確保
杉板●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●●円	31,500 円	
合板●ミリ厚	○	● 枚	●●●円	31,500 円	
外壁修繕					耐震性確保
筋交●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●●円	31,500 円	
合板●ミリ厚	○	● 枚	●●●円	31,500 円	壁下地、内壁の一部新設
開口部補修					サッシ枠修繕
杉板●ミリ×●ミリ	○	● m ²	●●●円	31,500 円	
金物		一式	●●●円	31,500 円	庇、外壁補修用
施工費		● 人	●●●円	31,500 円	
3 屋根工事					
養生	○	● 枚	●●●円	31,500 円	ブルーシート
板金工事	○	一式	●●●円	31,500 円	
雨樋	○	一式	●●●円	31,500 円	氷柱防止
施工費	○	● 人	●●●円	31,500 円	
4 窓工事					
ガラス工事	○	● 枚	●●●円	31,500 円	
雑工事	○	一式	●●●円	31,500 円	サッシ鍵取替え
5 衛生設備工事					
便器取替え	○	一台	●●●円	31,500 円	破損ロータンク含む
配管工事	○	● m	●●●円	31,500 円	
下地補修	○	● m	●●●円	31,500 円	
仕上げタイル補修	○	● m ²	●●●円	31,500 円	便器取替えの付帯工事
施工費	○	● 人	●●●円	31,500 円	
6 料工事					
畳の取替え	×	● 人	●●●円	31,500 円	老朽化による取り替え
合計				630,000 円	
(うち消費税)				30,000 円	
応急修理分				520,000 円 (※2)	
被災者負担分				110,000 円 (※3)	

※1 住宅の応急修理の対象となる工事について「○」を、対象とならない工事について「×」を記入すること

※2 1世帯あたりの限度額を超える部分の工事については被災者負担分に計上すること

※3 被災者負担分は、「被災者生活再建支援事業補助金」の「上乗せ経費」の対象とすることができる

上記のとおり見積もり致します。 (指定業者記入)

平成 年 月 日

登録番号

住 所

会社名

代表者名

印

上記の見積もりを確認しました。 (修理申込者記入)

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

(市町村記入欄)	市町村名	受付番号	受付担当者名

様式第3号

平成 年 月 日

修 理 依 頼 書

指定業者

様

○ ○ 市長

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに「工事完了届」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承願います。

1 被災者住所・氏名

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円(応急修理分)

(添付書類)

修理見積書（写）

様式第4号

平成 年 月 日

工事完了報告書

○○市長様

登録番号

指定業者名

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日 平成 年 月 日

【添付書類】

- ・修理見積書（写）
- ・工事写真（施工前、施工中、施工後）

平成28年度災害救助基準

平成28年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7m ² (9坪) を標準とする。 2 限度額 1戸当たり2,660,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7m ² 、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,110円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏 冬	18,400 30,400	23,700 39,500	34,900 55,000	41,800 64,300	53,000 80,900	7,800 11,100
		半壊 半焼 床上浸水	夏 冬	6,000 9,800	8,100 12,700	12,100 18,000	14,700 21,400	18,600 27,000	2,600 3,500

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 576,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,300円 中学生生徒 4,600円 高等学校等生徒 5,000円	災害発生の日から(教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 210,400円以内 小人（12歳未満） 168,300円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したもの是一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3, 400 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5, 300 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 134, 800 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
範囲	費用の限度額	期間	備考	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。